

滋賀県建築基準条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

建築基準法（昭和25年法律第201号）および建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の一部改正により小規模建築物および車庫等の用途に供する建築物に係る規制が緩和されたことに伴い、滋賀県建築基準条例（昭和47年滋賀県条例第26号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 共同住宅の用途に供する建築物の主要な屋外出入口について、階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものに限り、道路等または道路等に通ずる幅員2メートル以上の敷地内通路に面することを要しないこととします。（第11条関係）
- (2) 車庫等の用途に供する建築物で、自動車を収容する部分とその他の部分とが存するものにおいて、これらの部分を区画する床、天井または界壁を準耐火構造等とすることを要しないこととします。（第30条関係）
- (3) その他
 - ア この条例は、公布の日から施行することとします。
 - イ この条例の施行に関し必要な経過措置について定めることとします。
 - ウ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県建築基準条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条から第10条まで 省略 (共同住宅の出入口)</p> <p>第11条 共同住宅の用途に供する建築物の主要な屋外出入口は、道路等または道路等に通ずる幅員2メートル以上の敷地内の通路に面しなければならない。</p> <p>第12条から第29条まで 省略 <u>(防火区画)</u></p> <p><u>第30条 車庫等の用途に供する建築物で、自動車を収容する部分とその他の部分とが存するものにあつては、これらの部分を区画する床、天井または界壁(界壁にあつては、自動車を収容する部分に面する部分に限る。)を準耐火構造とし、かつ、当該界壁の開口部には法第2条第9号の2口に規定する防火設備を設けなければならない。</u></p> <p>第31条から第36条の2まで 省略 (既存建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第36条の3 省略</p> <p>2 省略</p> <p><u>3 法第3条第2項の規定により第30条の規定の適用を受けない建築物に係るこの条例の施行後の増築、移転、大規模の修繕または大規模の</u></p>	<p>第1条から第10条まで 省略 (共同住宅の出入口)</p> <p>第11条 共同住宅の用途に供する建築物 <u>(階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものを除く。)</u> の主要な屋外出入口は、道路等または道路等に通ずる幅員2メートル以上の敷地内の通路に面しなければならない。</p> <p>第12条から第29条まで 省略</p> <p><u>第30条 削除</u></p> <p>第31条から第36条の2まで 省略 (既存建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第36条の3 省略</p> <p>2 省略 (削除)</p>

模様替えについては、同条の規定は、適用しない。

第36条の4および第36条の5 省略

(書類の写しの交付)

第36条の6 何人も、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)

第11条の4第1項各号に掲げる書類のうち特定行政庁が定めるものの写しの交付を請求することができる。

(罰則)

第37条 第2条から第5条の2まで、第7条から第7条の5まで、第8条から第11条まで、第17条、第19条から第25条まで、第28条から第33条までまたは第35条の規定に違反した場合における当該建築物、工作物または建築設備の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、または設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、その建築物、工作物または建築設備の工事施工者)は、20万円以下の罰金に処する。

2および3 省略

付則 省略

第36条の4および第36条の5 省略

(書類の写しの交付)

第36条の6 何人も、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)

第11条の3第1項各号に掲げる書類のうち特定行政庁が定めるものの写しの交付を請求することができる。

(罰則)

第37条 第2条から第5条の2まで、第7条から第7条の5まで、第8条から第11条まで、第17条、第19条から第25条まで、第28条、第29条、第31条から第33条までまたは第35条の規定に違反した場合における当該建築物、工作物または建築設備の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、または設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、その建築物、工作物または建築設備の工事施工者)は、20万円以下の罰金に処する

2および3 省略

付則 省略